

スクラップヤード環境対策技術検討会（第1回）議事概要

1. 日 時 令和8年7月27日（月）10:00～12:00

2. 場 所 新東京ビル・WEB 会議併用

3. 出席者

○委員（◎座長）

<学識経験者>

- ・ 寺園 淳（◎） 国立研究開発法人 国立環境研究所 企画部 フェロー
- ・ 白鳥 寿一 東北大学大学院 環境科学研究科 先進社会環境学専攻 教授
- ・ 鈴木 道夫 橋元綜合法律事務所 弁護士
- ・ 高岡 昌輝 京都大学大学院 工学研究科 都市環境工学専攻 教授

<自治体>

- ・ 窪田 哲也 三重県 環境生活部環境共生局 資源循環推進課 課長
- ・ 庄山 公透 千葉県 環境生活部 次長

<事業者団体>

- ・ 阿部 知和 一般社団法人 日本自動車リサイクル機構 専務理事
- ・ 木谷 謙介 一般社団法人 日本鉄リサイクル工業会 代表理事 会長
- ・ 境 健一郎 一般社団法人 電池サプライチェーン協議会
規制適正化 TF リーダー
- ・ 進藤 浩 関東プラスチックリサイクル協同組合 代表理事
- ・ 土本 一郎 全日本プラスチックリサイクル工業会 事務局
- ・ 平野 二十四 日本プラスチック有効利用組合 理事長
- ・ 福田 隆 非鉄金属リサイクル全国連合会 常任理事 渉外部会長
- ・ 藤原 秀也 軽金属同友会 会長
- ・ 室石 泰弘 公益社団法人 全国産業資源循環連合会 専務理事

○事務局

- ・ 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室

○オブザーバー（事業者団体）

- ・ 一般財団法人 家電製品協会
- ・ 一般社団法人 J B R C
- ・ 一般社団法人 新金属協会
- ・ 一般社団法人 全国清掃事業連合会
- ・ 一般社団法人 電池工業会
- ・ 一般社団法人 特殊鋼倶楽部

- ・ 一般社団法人 鉛蓄電池再資源化協会
- ・ 一般社団法人 日本アルミニウム協会
- ・ 一般社団法人 日本アルミニウム合金協会
- ・ 一般社団法人 日本環境保全協会
- ・ 一般社団法人 日本鋳造協会
- ・ 一般社団法人 日本鉄鋼連盟
- ・ 一般社団法人 日本電子回路工業会
- ・ 一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会
- ・ 一般社団法人 プラスチックサーキュラーエコノミー推進協会
- ・ 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
- ・ 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
- ・ ステンレス協会
- ・ 全国鉛錫加工団体協議会
- ・ タングステン・モリブデン工業会
- ・ 電機・電子4団体 事業所関連廃棄物・リサイクル対策専門委員会
- ・ 日本鋳業協会
- ・ 普通鋼電炉工業会

○オブザーバー（省庁）

- ・ 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環制度推進室
- ・ 環境省 環境再生・資源循環局 容器包装・プラスチック資源循環室
- ・ 環境省 地球環境局 フロン対策室
- ・ 経済産業省 G X グループ 資源循環経済課
- ・ 経済産業省 製造産業局 鋳物課
- ・ 経済産業省 製造産業局 金属課
- ・ 経済産業省 製造産業局 素材産業課
- ・ 経済産業省 製造産業局 自動車課
- ・ 経済産業省 製造産業局 素形材産業室
- ・ 経済産業省 商務情報政策局 情報産業課
- ・ 経済産業省 商務情報政策局 電池産業課
- ・ 警察庁 生活安全局 生活安全企画課
- ・ 警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官
- ・ 警察庁 刑事局 組織犯罪対策部国際捜査管理官
- ・ 法務省 出入国在留管理庁 出入国管理部 警備課
- ・ 総務省 消防庁 危険物保安室
- ・ 国土交通省 港湾局 海洋環境課港湾環境政策室

- ・ 国土交通省 不動産・建設経済局 土地政策課

・

4. 議事次第

- 1 開会・挨拶
- 2 これまでの検討経緯
- 3 スクラップヤード規制に係る検討事項と論点整理
- 4 今後のスケジュール
- 5 閉会

5. 配布資料

資料 1	スクラップヤード環境対策技術検討会設置要綱
資料 2	これまでの検討経緯
資料 3	スクラップヤード規制に係る検討事項と論点整理
参考資料 1	スクラップヤード環境対策技術検討会 参加者名簿
参考資料 2	今後の廃棄物処理制度のあり方について（意見具申）
参考資料 3	令和 7 年度有害使用済機器等の取扱いに関する実態調査業務報告書
参考資料 4	有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（第 1 版）
参考資料 5	使用済鉛蓄電池の取扱いに関する技術指針
参考資料 6	環境省告示第 10 号

6. 議事概要

(1) 開会・挨拶

事務局の角倉局長から開会の挨拶を行った。

互選により、寺園淳委員（国立研究開発法人 国立環境研究所 企画部 フェロー）を座長に選出した。

また、事務局の塚原企画官から資料 1 の説明を行った。

(2) これまでの検討経緯

事務局の勝部参事官補佐から資料 2 を説明した。

委員からの意見や質問は以下のとおり。

土本委員（全日本プラスチックリサイクル工業会）

9 ページの輸出確認に関する記載について質問する。特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を、バーゼル法の特定期有害廃棄物等に該当するものとするという記載がある。従来、バーゼル法の対象規制物質は、いわゆる汚れたプラスチックと理解しているが、その範囲が広がるという理解でよいか。

環境省：勝部参事官補佐

ただいまの御質問は、「現在、バーゼル法の特定有害廃棄物等としてプラスチックの場合は汚れたものが対象とされているが、その対象が広がるのか」という趣旨であると理解している。今回、バーゼル法の特定有害廃棄物等そのものの対象範囲を変更するものではない。バーゼル法の特定有害廃棄物等に現状該当しているものの中でも、使用済金属・プラスチック物品に該当するものを輸出する場合に、廃棄物処理法上の輸出確認規定の対象となる。

土本委員（全日本プラスチックリサイクル工業会）

バーゼル法の特定有害廃棄物は、現在も輸出確認を受けているものと理解している。特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品が特定有害廃棄物に該当するということは、今まで特定有害廃棄物ではなかったものが、今回新たに特定有害廃棄物になるということではないのか。

環境省：勝部参事官補佐

これまでバーゼル法の特定有害廃棄物等に該当するものを輸出していた者については、バーゼル法上の輸出に係る手続を行っていたが、輸出物品が特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品にも該当する場合は、バーゼル法上の手続に加えて、廃棄物処理法における新たな輸出確認も受けることとなる。

土本委員（全日本プラスチックリサイクル工業会）

そうすると、特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品になると、バーゼル法の輸出規制と廃棄物処理法の輸出規制の両方がかかることになるということであるが、両者の輸出規制の違いは何か。

環境省：勝部参事官補佐

お見込みのとおり、両者に該当する物品については、廃棄物処理法とバーゼル法の両方の手続を行うこととなる。バーゼル法は、輸出先の国での環境汚染を防止する観点での手続であると認識している。一方、今回の廃棄物処理法に基づく輸出確認は、それだけでなく、国内の処理体制も見ながら、適正に輸出されるものかを審査するものとしている。補足すると、バーゼル法の特定有害廃棄物等については既に輸出に係る手続を行っているため、今後、両者の手続をどのように進めていくかについても検討していきたい。

寺園委員（座長、国立環境研究所）

バーゼル法は、有害廃棄物等が輸出入される際に事前通告・承認を行う水際の手続であると理解している。廃棄物処理法については、環境大臣の確認を受けることに加え、国内再生原則を主に打ち出しているものと理解している。

庄山委員（千葉県）

質問というより意見である。千葉県としても、不適正ヤードで大変困っていたところで、条例等を作って対策を行ってきた。その際、石原大臣をはじめ環境省の方々に千葉県の実情を見ていただき、知事からもぜひ許可制をとという発言があった。今回、廃棄物処理法の改正の中で許可制としていただいたことに感謝する。また、局長からも話があった

ように、スクラップヤードは不適正事案だけでなく、資源循環という重要な部分を担う業界・産業でもある。千葉県としても、条例で規制はしたが、必要な産業であるとの認識であり、その点は環境省と同じ考えである。

寺園委員（座長、国立環境研究所）

今回の法改正に至った経緯の一つとして、千葉県でヤード問題が顕在化し、条例を作られたことがきっかけになったと理解している。また、全国的な規制強化が必要であるとの認識のもと、関係する委員会で議論が行われたものと理解している。中央環境審議会の廃棄物処理制度小委員会で意見具申をまとめていただき、その中で許可制にするか否かについて、私も委員として参加し、メリット・デメリットを議論した。最終的には許可制の方向でまとまったものである。今回、スクラップヤード規制の強化という方向で、千葉県、三重県を含めた都道府県の御協力により、全国的な規制の方向性を検討するに至っていると認識している。

（３） スクラップヤード規制に係る検討事項と論点整理

事務局の浅利参事官補佐から資料３を説明した。

委員からの意見や質問は以下のとおり。

資料３ ３ページまで（総論）

窪田委員（三重県）

三重県は、千葉県のように火災の課題があるというより、事業を行うことに対する課題が大きい。特に、海外の方が事業を行っているケースがあり、そうした方とのコミュニケーションが非常に大きな課題となっている。現地を確認すると、日本語を理解できていないことによる地域との軋轢や、日本語が分からず、法律を知らないことによる課題が大きい。資格や講習会受講の義務、法律の周知を含め、許可を取る際にはそうした対応が必要になると考える。技術的な論点とは異なる部分とも考えられるが、検討いただきたい。

木谷委員（日本鉄リサイクル工業会）

廃棄物処理法改正について、業界としては賛成である。ただし、適正に事業を行っている業者に過重な負担をかけると、循環経済の国家戦略や資源循環を適正に進めることに影響を及ぼすと考える。日本の成長戦略にも関わる問題である。鉄リサイクル業界では、年間約 3,200 万トンの鉄スクラップを再生・加工している。これは 1 日 10 万トンが日本各地で入荷・出荷しているということである。これが止まると、日本の鉄鋼業界の原料の約 25%は鉄スクラップであるため、造船や都市機能高度化などに使われる材料が不足することになる。資料 1 ページの背景 3 番にもあるとおり、資源循環の輪において重要な役割を担う適正な業者への配慮をお願いしたい。また、8 ページ以降ではスクラップヤード条例を参照し、廃棄物処理法関係と対比している。全国の政省令として定め

るのであれば、ナショナルミニマムという観点から、適正業者に過剰な負担とならないよう議論いただきたいと考えており、業界としても同意見を申し上げたい。

阿部委員（日本自動車リサイクル機構）

自動車解体業界を代表して申し上げる。自動車解体業界では、盗難車や、違法なヤード、許可を得ていないヤードでの解体業が非常に増えている。健全に業務を行っている国内事業者が疲弊している状況がある。今回の法制度に期待しているのは、解体業の許可を得ていない者がヤードに車を入れ、そこで解体している状況に対応できる点であり、実効性のある取組を進めていただきたい。一方で、国が進めている自動車由来のプラスチックやガラスに関する資源回収インセンティブ制度では、プラスチックやガラスの再利用を進める制度が検討され、実施に移っている。その中で、プラスチックの回収については、解体業許可を持っていれば許可みなしとされ、問題ないとされているが、より拡大していくためには、近隣の大手解体業者に売却し、まとめて輸送するなど、収集の効率化が必要となる。その際、すべてに厳しい許可要件がかかると参加者が出にくくなる。今回のインセンティブ制度に則り、プラスチックやガラスを集めて適正なところに売却する形については、大きく許可みなしとして認めるような形にしていきたい。

土本委員（全日本プラスチックリサイクル工業会）

今まで出た意見と同じ趣旨になるかもしれないが、プラスチックについても資源循環の必要性が高まっている。局長から話のあった閣議決定にも位置づけられており、通常国会で成立した資源法の中でも、プラスチックを使う事業者に対して再生材を利用する目標計画の作成を義務付ける形になっている。今後、プラスチック再生材の需要は急速に高まると考える。その中で、再生材の供給力を量的にも質的にも上げていく必要がある。再生材の供給量を上げていく際の課題の一つは、質の良い廃プラスチック原料、すなわち使用済プラスチックをいかにして集めるかである。石油であればお金を出せば安定的に購入できるが、使用済プラスチックは時期によって出たり出なかったり、どこから出るかがはっきりしなかったりする。これを見つけること自体が難しいと考える。その最前線にいるのが、プラスチックの破碎・洗浄を担う再生事業者である。こうした事業者は中小業者が多く、厳しい規制にさらされると事業が成り立たなくなり、廃業してしまう懸念がある。そうすると供給途絶にもなりかねない。循環経済に対する政策的必要性和業界特性を加味して検討を進めていただきたい。また、良い事業者と悪い事業者を見極めることも重要である。

3 ページの検討の流れについては、保管・再生基準の整理と、完成品の製造工程・再生原料の定義の整理を並行して議論していただきたい。基準だけ先にでき、その後に対象となる事業者、外れる事業者が決まる流れでは議論が難しいと考える。どういう事業者が対象になるのかがある程度見えた段階で、基準の中身も決めていく流れにしていきたい。

境委員（電池サプライチェーン協議会）

保管と再生の基準、特に保管基準の部分について申し上げる。リチウムイオン蓄電池には電解液が入っており、この電解液は危険物に該当するため、消防法の適用を受ける。今回の廃棄物処理法改正における基準も重要であるが、消防法が定める基準と矛盾が生じると、事業者としては対応に困ることになる。この部分の整合がきちんと図られる保管基準となることが重要であるため、検討範囲に入れて議論したい。

庄山委員（千葉県）

1 ページの許可基準の例に経理的基礎がある。有価で買い付け、より高く売却する事業形態において、例えば経理的基礎がないということを今後どのように審査するのが課題であると考えられる。本日回答いただかなくて結構であるが、今後示していただきたい。

また、同じ1 ページの中に再生の基準という記載がある。資料中には保管の基準はあるが、再生という言葉があまり出てきていない。処理後物の製品としての品質、すなわち使用済物品の卒業基準を示すという理解でよいのか。定義を確認したい。

寺園委員（座長、国立環境研究所）

規制強化の方向だけでなく、循環促進にも配慮してほしいとの意見があった。これは1 ページにも記載されていることであり、具体的には、リサイクル法等で既に認定等を受けている場合は許可の対象外とすることも考えられる。また、個別基準を見ていく中で厳しすぎる点があれば議論できればよいと考える。ナショナルミニマムという点も関連して出てきていた。これは重要かつ難しい論点である。前の廃棄物処理制度小委員会でも、地域性があることに対し、各地で条例により規制されてきたものを、全国的な規制として求める意見があった。一方で、すべて同一基準で許可制を運用することは難しいのではないかという意見もあった。ミニマムのスタンダードを決め、そこから上乘せという運用もあり得るが、まずは日本全体で何が必要かを議論する段階であると理解している。

環境省：大川参事官

窪田委員から御指摘のあった、日本語が分からない事業者等への対応について、制度の周知に関しては多言語での対応を進めていく。一方で、技術的基礎を確認する際には、日本語で制度を理解していただくことが必要である。そうした観点から、技術的基礎をどのように確認するかを検討する。

また、木谷委員、阿部委員、土本委員、境委員から、過重な負担となることで循環経済に悪影響を及ぼさないように検討すべきとの御指摘をいただいたと理解している。循環経済への移行に悪影響を及ぼすことは本意ではないため、皆様の御意見をいただきながら具体的な基準を検討していく。資料中に条例の基準を示しているが、これと同じにするということではなく、条例ではどうなっているかを見た上で、これは活用できる、ここは法律の基準を検討する際には修正した方がよい、という議論を進めたい。

消防法との整合性など、既存の他法令との整合を図る必要がある点も十分認識し、今後

検討を進めていく。

庄山委員から、経理的基礎をどう審査するかとの御指摘もあったため、今後の検討課題として認識する。

再生の基準については、再生工程に係る基準を設けるという意味で記載している。処理後の卒業基準についても、どのような判断基準を設けるか検討していく。再生に係る技術的な基準も検討していくが、庄山委員、御質問の意図の理解は合っているか。

庄山委員（千葉県）

定義を確認しなかったもので、今の御説明で結構である。

室石委員（全国産業資源循環連合会）

ヤード対策が実施されることになったのは、そもそも環境負荷がかかるおそれが高い、あるいは実際にかかっているからであると理解している。そうであれば、今後議論される各種基準については、科学的に過不足のない規制をきちんとかけるスタンスが必要ではないかと考える。廃棄物処理法の処理基準は非常に厳しいものもあるが、全産連は、それを遵守して事業を行ってきた立場である。必要な規制は必要なものとして課すことが、結果として資源循環を進めることにつながると考える。

資料3 4ページ以降（各論）

平野委員（日本プラスチック有効利用組合）

在庫の記録の件について確認したい。適正なりサイクルを行っている者の中には、自身を製造業と捉えている者も多い。今回の改正では、対象物の入荷日と出荷日を記録することになると理解している。廃棄物処理法では、処理能力に対して在庫できる量や、処理して出荷しなければならない期間の定めがあるかと考えるが、今回の規制の対象となった事業者は、保管量、期間の対応は想定しなくてよいのか。また、入荷日と出荷日の記録だけでは、実際の在庫物との突合、すなわち棚卸し的な確認ができるのか。現場から質問を受ける立場であるため、現在の検討状況を御説明いただきたい。

福田委員（非鉄金属リサイクル全国連合会）

全体の印象としては、現時点でもバランスよくまとまっていると感じている。ただし、生活環境上の適正化と、素材産業のサプライチェーンへの負担の両方を踏まえて検討いただきたいと考える。

保管基準について、要適正再生使用済金属の単一保管の場合には、高さ制限を設けない点はあるがたいところである。一方で、斜度については、安全性と保管効率の両方を見て検討する必要があると考える。50%勾配は、現状の素材産業やスクラップヤードディーラーの運用慣習からするとかなり厳しいのではないかと。一方で安全性の観点からは理解しているため、例えば大手素材メーカーの安全基準を算定根拠とすることを検討してはどうか。また、囲いに荷重がかかる場合、斜度の制限がない点もあるがたい。

単一金属の圧縮保管について、5メートル以下という話があったと理解しているが、素

材メーカーでは圧縮アルミ缶プレスやスチール缶プレスを崩してばら積みすることがある。崩れた状態の方が安定しているため、高さ規制は不要ではないか。

卒業基準について、銅・アルミ等の二次合金や再生プラスチックペレットなどの中間品を想定しているのか。

また、要適正再生使用済金属の定義について、被覆電線やモーターなどのスクラップ形態は自然発火しないが、単一素材と雑品のどちらに該当するのか。単一素材のスクラップとして扱ってもよいのではないか。

阿部委員（日本自動車リサイクル機構）

31 ページの使用済物品になるタイミングについての意見である。自動車の部品は、中古部品、リビルト品、リユース部品としてかなり活用されている。リユースを目的とした鉛蓄電池やニッケル水素電池についても、国内でリビルトしている業者が多くある。解体業者等からコア部品として集め、再生するが、再生できるものとできないものがあり、不良品は処分しなければならない。そうしたリビルト事業者には何らかの制限が入るのであれば、規制対象とする場合の範囲・条件を十分に整理していただきたいと考える。また、輸出確認がバーゼル法だけであれば問題ないかもしれないが、使用済自動車が中古部品という名目で大型コンテナに詰め込まれて海外へ輸出されている実情がある。特に外国人事業者は、モーター、ドア、バンパーなどを含めて、取り外せる部品をほぼすべて詰め込んで海外に輸送する。どこまでをリユースと見るのかという線引きは、慎重に検討する必要がある。また、バンパー、ドア、フード等プラスチック・金属部品の多くを外国人事業者が解体し、海外へ輸出している現状を鑑み、それをどう国内の資源循環に留めるかという点も重要と考える。一方で、現状の事業者が困る形は避けるべきであり、十分に議論をさせていただきたい。

庄山委員（千葉県）

12 ページの掲示板の設置について、廃棄物処理法等と同様に掲示板を設置する方向であることに感謝申し上げます。「管理者」の掲載について、千葉県条例では「現場責任者」という位置づけで掲載を求めている。立入検査、苦情や事故等の緊急時に現地へ行くと、外国人の従業員が多く意思疎通ができないことや、現場に責任者がおらず対応できないことがある。行政指導があったときに適切に対応できる者が現地にいないと、対応の遅れにつながる。そのため、「管理者」の定義を「現場責任者」と同等のものとしていただきたい。

白鳥委員（東北大学大学院）

今回、廃棄物処理法改正により、不適正ヤードへの対応がしやすくなった。目的はヤード対策であり、適正に行っている事業者には過度な影響が出ない形で循環を進め、問題のある事業者には対応していくことが重要である。

最も問題なのは騒音・振動と周辺住民への環境影響であると考えます。千葉県内の現場を見ても、騒音・振動は大きい。日本には騒音規制法や振動規制法があるが、特定工

場や特定施設等が対象であり、廃棄物処理法を扱っている事業者でも、対象機器を持っていない場合には制度を知らないことがある。外国人事業者も含め、他法令を含む教育が重要である。スクラップヤードのガイドラインには、住宅地では何デシベルといった具体基準や、基準値を超えた場合により強い対応ができる規定を入れなければ、実効的な生活環境の保全が難しいと考える。

また、資料では、囲いと壁の区別が十分でないと感じる。実際の現場では、工事現場の仮設材のような囲いが歪んで立っていたり、下に隙間があり、そこからごみが出ていたりすることがある。囲いと壁の仕様をもう少し細かく定め、壁は寄りかかってもよい構造物、囲いは敷地境界を示すものといった区別をした方がよいと考える。

卒業基準についても、単なる基準だけでは、基準を満たしたからよいという議論になりがちである。諸外国では、管理やチェックの仕組みと一体で運用されている。卒業品についても一定の品質基準が必要であり、例えば米国では Institute of Scrap Recycling Industries（米国リサイクル産業協会）に細かな品質基準がある。そうした基準を整理した上で、自治体が判断・管理できるよう、第三者保証や団体認証、保存文書を活用するなど、ソフト面も議論できるとよいと考える。

境委員（電池サプライチェーン協議会）

6 ページのガイドラインの目次イメージで、規制対象となる物品を定義すると記載されている。今回の要適正再生使用済金属・プラスチック物品は、一度市場に流通し、廃棄になったものと認識していたが、ものづくりの過程で本来の製品原料にならなかった工程端材も対象に含まれるとの話を聞いている。そうすると、今回の法改正の影響を受ける事業者は、リサイクル事業者だけでなく、製造業にも広く及ぶ。規制対象となる物品は早めに定義しなければならない。実際には排出事業者にも影響があり、適正な事業者に物が流れるようにする必要がある。ガイドラインの検討は第3回以降とされていたが、この部分は早めに検討すべきであると考ええる。

土本委員（全日本プラスチックリサイクル工業会）

消防法の話が出たが、それぞれの個別法や自治体の公害防止条例などの規制ではなぜ不十分なのか、次回以降で構わないため御説明いただきたい。例えばプラスチックは可燃物として扱われ、防火設備やスプリンクラーの設置など、かなり幅広い対策が求められている。これだけ厳しい可燃物規制がある中で、なお廃棄物処理法で上乘せ規制をする必要があるのかを整理する必要がある。

同様に、労働安全衛生法についても確認いただきたい。労働安全衛生法では、容器の積み方などにも厳しい規制があり、違反があれば労働基準監督署が是正指導を行い、場合によっては操業できなくなる。自治体から労働安全衛生法の議論が上がっていないのは、自治体の事務ではなく労働基準監督署が対応しているためではないかと考える。環境省と厚生労働省が連携し、労働基準監督署に立入りをしてもらうことでも、不適切な事業者の是正はかなり可能ではないかと考える。

また、公害防止条例との関係でも、排水規制などについて、事業者は地元自治体から厳しく指導を受け、遵守している意識がある。なぜ今回の規制が必要なのかを、各個別規制法を総点検した上で整理し、足りない部分をガイドラインに入れるべきであると考え

窪田委員（三重県）

名称が有害使用済機器から、要適正再生使用済金属・プラスチック物品へ変わる。これまでは、有害使用済機器として通常の廃棄物処理法の基準より厳しい保管基準がかかっていたが、今後は再生のものにも同様の基準がかかることになる。廃棄物として扱うものより厳しい基準が、有価物・再生物にかかることには違和感があり、どう説明するのか整理が必要である。

また、今回の資料では保管に係る基準は多く示されているが、再生に係る基準は明確ではないと感じる。例えばプラスチックの破碎施設であれば、廃棄物処理法第 15 条に基づく産業廃棄物処理施設として、構造基準、維持管理基準、維持管理計画など厳しい基準がかかり、違反すれば改善命令の対象となる。一方で、同じことを行う施設でも、有価で買ってきたものについてはその基準がかからない。廃棄物として扱うものと有価物として扱うものが、同じ法律の中で別の基準で動くことについて、自治体としてどう説明し、指導するのか課題があり、明確な基準とロジックが必要である。

単一のプラスチックや金属について高さ制限を設けないこと自体には問題はないと考える。ただし、単一の製品かどうかを判断する明確な基準がないと、現場で判断が難しく、例示や明示が必要である。

騒音・振動については、地域からの課題として大きい。一方、騒音規制法や振動規制法の基準は原則としてかからないと思われるため、法ができて自治体が指導できない事態が生じるおそれがある。例えば廃棄物処理法第 15 条に基づく産業廃棄物処理施設の維持管理基準のように、自ら騒音の数値を守ることが宣言して事業を行う仕組みなど、行政機関として実効性のある対応ができるよう検討いただきたい。

木谷委員（日本鉄リサイクル工業会）

再生物について、鉄の場合、日本にも鉄スクラップの検収基準はあるが、形状による基準である。シュレッダーであれば分かりやすいが、切断されるだけというケースが多く、形状が小さくなっているだけである。そのため、大きいものは材料・原料で、切ったものは製品という整理になるが、見た目はあまり変わらない。プラスチックのようにペレット化されて分かりやすいものとは異なり、鉄は判断が難しい。再生物が必ずしもピカピカの製品になるわけではない点を理解いただきたい。

高岡委員（京都大学大学院）

資料の 10 ページについて、有害使用済機器でも保管期間は定められていない。周辺住民のことを考えると、長期に滞留する場合、明らかに不法な滞留と思われる場合でもとどめられるのかは議論になると考える。

また、火災防止は当然求めるべきであるが、火災が発生した際の対応も、こうした物品を扱う場所では求めるべきではないかと考える。帳簿については、現在の時代であれば電子化していくことも議論の対象ではないかと考える。

寺園委員（座長、国立環境研究所）

再生に携わる委員が参加しているため、再生の阻害を避けたいという意見は理解する。一方で、必要があつてこの規制が始まろうとしていることも理解いただきたいと考える。各委員におかれても自分の近所に不適正ヤードがあれば、法律や自治体の規制に期待するところは大きいと考える。

騒音・振動については、改善を求める声が大きい。現在の有害使用済機器の基準と同等の形で、数値を示さず、騒音規制法や振動規制法を引用しない形で「生活環境保全上支障がないように」とするだけで十分かは検討が必要である。今回、スクラップヤードが廃棄物処理法の規制対象になるが、2006年に発出された廃棄物処理施設生活環境影響調査指針では、廃棄物処理施設における騒音・振動等の測定や調査方法が定められている。現在の廃棄物処理施設でどう規制されているのか、スクラップヤードが規制対象になったときにどう考えるのか、他法令との関係も含めて棚卸しが必要である。消防法や大気汚染防止法上の一般粉じん発生施設に関する規制なども含め、他法令上どのような規制があり、どのような規制がなかったのかを整理する必要がある。

火災についても、単一素材では燃えにくく、また、既に可燃物規制があるとの説明はあったが、現実にはプラスチックヤードでの火災は起きており、その対応が十分でないことは認識すべきである。消火設備の追加が必要かも知って検討する必要がある。

消防庁 危険物保安室

スクラップヤードは燃えるものが集積して置かれている場所であり、今回の検討を通じて良い方向に進むことを期待している。資料 18 ページの区分保管や保管面積について申し上げる。プラスチックスクラップは火災が発生した際に拡大が非常に速く、消火も著しく困難である。提案内容では、プラスチックスクラップを単一保管する場合、区分保管や保管面積の制限は不要ではないかという考え方が示されている。しかし、全く制限がないと、500 平米、1,000 平米、1 万平米といった規模でプラスチック素材が置かれることになり得るため、どこかに一定の面積制限があつてもよいのではないかと考える。優良事業者であつても、一定規模での保管が必要となる場合が考え得るため、その場合には一定の安全対策を設けるなど、今後検討していただきたい。

環境省：大川参事官

本日いただいた御意見はいずれも論点として今後検討していくべきポイントである。発言がなかった点についても、これで確定ということではない。

第2回ではヒアリングの時間を設けているため、その際にも御意見をいただきたい。また、時間が限られるため、書面での御意見もいただきたい。

福田委員からの保管物の高さの斜度に関する御意見について、素材メーカーの安全基準

を根拠にしてはどうかという御意見は、今後検討していく上で有用である。今後の意見提出の際に、素材メーカーの安全基準がどうなっているかを具体的に教えていただきたい。

土本委員からの他法令との関係、上乗せ規制にならないかという点は、よく検討していく。一方、条例は当該自治体のみに適用されるものであるため、全国に適用される法律としてどのような基準が必要かという検討は行っていく。

(4) 今後のスケジュール

事務局の塚原企画官から今後のスケジュールを説明した。

(5) 閉会

事務局の塚原企画官から円滑な議事の進行に感謝を申し上げた。